

「教育」分科会から、G 7 各国首脳および市民への提言（案）

「持続可能な開発のための教育（E S D）」によるSDG s の目標達成を

今日のグローバル社会は、戦争やテロなどの社会問題、格差や貧困などの経済問題、気候変動や生物多様性の減少等の環境問題、といったさまざまな課題を抱えている。先進国と開発途上国の二極対立の構図は崩れ、先進国のみが世界の歩むべき方向性を決定する時代は過ぎ去り、国家そのものの主導体制にも陰りが見え始めている。混迷を極める現代社会において、先進国であるG 7 各国首脳およびその市民は、過去の功績と反省をふまえ、生命地域（Bioregion）を主体とした、自然環境との共生による平和で公正な社会を築き、人々の充足を実現する新たな経済体系を確立する必要がある。

折しも、2015 年に国連総会で持続可能な開発目標（SDG s）に合意をし、2016 年から2030 年までに目標達成のために取り組むこととなった。目標達成には、持続可能な開発のための教育（E S D）の一層の発展と実践の拡大が重要となる。

この提言は、伊勢志摩サミットに集う7つの「工業先進国」の首脳およびその市民に対して、「工業先進地域」を代表する、開催地、東海・中部地域の市民を中心とした開催国日本の市民社会から提示するものである。地域主導によるE S Dの推進を通して、国家および国際機関の役割やグローバルな経済体系を見直し、より良い社会秩序を構築することができるよう、G 7 各国首脳および市民に、開催地・開催国からの以下の3つの目標を実現するための7つの提言を行う。

「**睦み**のものづくり」：自発的で楽しみながら行うものづくりを中心とした経済体系の創出（I, II）

「**志**の人づくり」：批判的・総合的・創造的な思考力と他者を思いやる心を兼ね備えた人材の育成（III, IV）

「**和**の未来づくり」：自然と文化の多様性の尊重を基盤とした協働社会の実現（V, VI, VII）

### 「睦・志・和」のE S Dを発展させる7つの提言

- I. 平等互惠の地域経済を中心としたグローバルな経済体系の確立：日本で発達した「睦み合い」のものづくりを中心とした地域の生存経済の価値を再検証し、地域間の平等互惠なグローバル経済の体系を確立するよう努めるべきである。
- II. 生命地域（bioregion）の単位で思考する地域の生産と消費に関する検討の促進：生命地域（bioregion）の単位で持続可能な地域を思考することは、地域の自然資源の許容量を知って持続可能な生産を行うための基本的な学びであることを周知し、伝統知の検証などを通じた、生命地域内の生産と消費の在り方を検証・検討するよう努めるべきである。
- III. 持続可能な地域づくりを担うグローバル人材の育成：地域課題の総合的な理解とその解決に向けた「志」を有し、生命地域単位でグローバルな対話を行うことができる人材育成を進める。その際、非暴力や、許し合うことができる良心の発展による平和構築の実現能力の育成に特に努めるべきである。
- IV. 持続可能社会の実現のための自治を実現する人材の育成：自然環境に育まれた地域文化の多様性を尊重し、地域自治の最重要性を確認し、国家の補完的役割について検討を行い、真の民主主義を実現する仕組みづくりができる人材の育成に努めるべきである。

- V. 多様な主体の和解と協働による持続可能社会の構築：多様な主体の連携による持続可能社会の構築を実現するために、日本の「初み」思想による、環境破壊、社会的対立、経済格差などを排する「和解」の実現に寄与できる人材の育成に務めるべきである。
- VI. 先進国、新興国、途上国の連携を可能にする人材の育成：すべての国、特に低所得国のような最も脆弱な国のためになる公正でより持続可能な社会の実現に向けたE S Dの推進を図ること。その際、国家間の協力に加えて、地域間の連携や協働が促進されるよう努めるべきである。
- VII. 以上のE S Dに関わる取り組みを開始し、S D G sの達成に向けた連帯を通して、持続可能な社会を実現するよう努めるべきである。

上記の実現に向けて、具体的には、G 7サミットおよびG 7サミット倉敷教育大臣会合で議論される「教育におけるイノベーション」や「21世紀型スキル（能力）」を、S D G sにもとづくE S Dを中心に推進することを提言する。そして、社会イノベーション教育をも含む「教育におけるイノベーション」が、「すべての人に包括的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を推進する」（S D G s第4項目）ことをめざし、「E S Dおよび持続可能な開発への貢献の理解のための多様な教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得」（S D G s第4項7）することが可能となるように努めることを求める。

以上